

こども・若者の性被害に関する 状況等について

（令和5年6月13日）

男女がともに活躍できる社会へ



内閣府
男女共同
参画局

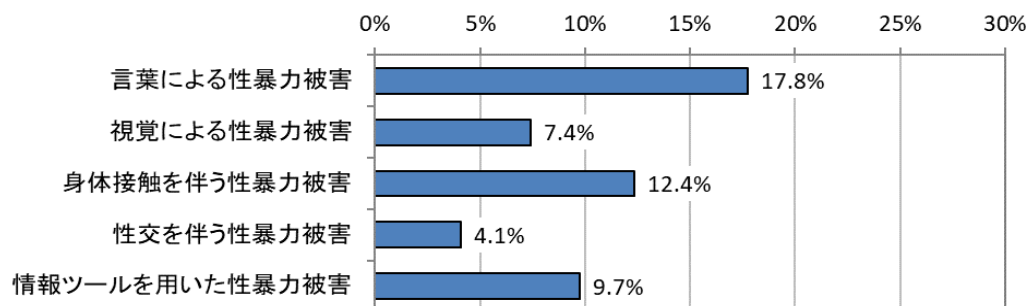
内閣府男女共同参画局

こども・若者の性暴力被害の状況 ①

若年層(16～24歳)のうち、4人に1人以上(26.4%)が何らかの性暴力被害に遭っている。

若年層の12.4%(女性15.0%、男性5.1%)は、身体接触を伴う被害に、
若年層の4.1%(女性4.7%、男性2.1%)は、性交を伴う被害に遭っている。

＜性暴力被害の遭遇率＞ (n=6, 224)



言葉による性暴力被害	言葉で性的に嫌がらせを受けた、体の特徴についてからかわれた、いやらしいことを言われた 等
視覚による性暴力被害	相手の裸や性器を見せられた 等
身体接触を伴う性暴力被害	体を触られた、抱きつかれた、キスをされた、相手の体を触らせられた、服を脱がされた・脱がせられた、性器を押し付けられた、体液をかけられた 等
性交を伴う性暴力被害	相手の身体の一部や異物を無理やり膣や口、肛門に挿入された、避妊なしに性交させられた 等
情報ツールを用いた性暴力被害	インターネット・携帯電話・スマホなどで性的に嫌な経験をした、見たくない画像や動画を見させられた、下着や裸を撮影された、下着姿や裸の写真を送るよう強要された、なりすました相手からの性的な嫌がらせを受けた 等

＜身体接触を伴う性暴力被害の遭遇率＞

	16～19歳	20～24歳	計
女性	11.7% (167)	16.7% (460)	15.0% (627)
男性	3.5% (19)	5.8% (76)	5.1% (95)
その他・答えたくない	21.7% (18)	28.0% (30)	25.3% (48)
計	9.9% (204)	13.6% (566)	12.4% (770)

＜性交を伴う性暴力被害の遭遇率＞

	16～19歳	20～24歳	計
女性	2.7% (39)	5.7% (158)	4.7% (197)
男性	0.5% (3)	2.7% (36)	2.1% (39)
その他・答えたくない	4.8% (4)	14.0% (15)	10.0% (19)
計	2.2% (46)	5.0% (209)	4.1% (255)

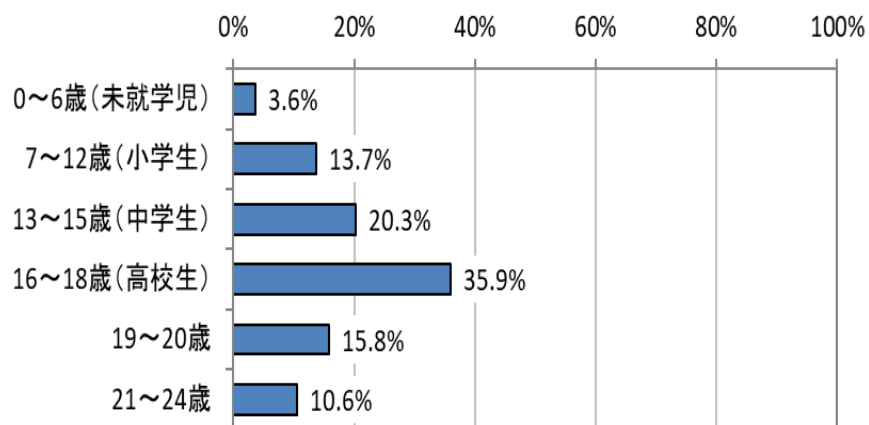
(注1) アンケートの回収率が全体で2.82%であって、任意の回答者(積極的に回答した方)の回答内容に基づくため、疫学的遭遇率を示すものではないことに留意が必要である。

(注2) 上の表の「その他」には、「Xジェンダー・ノンバイナリー」とした回答者の回答を含む。

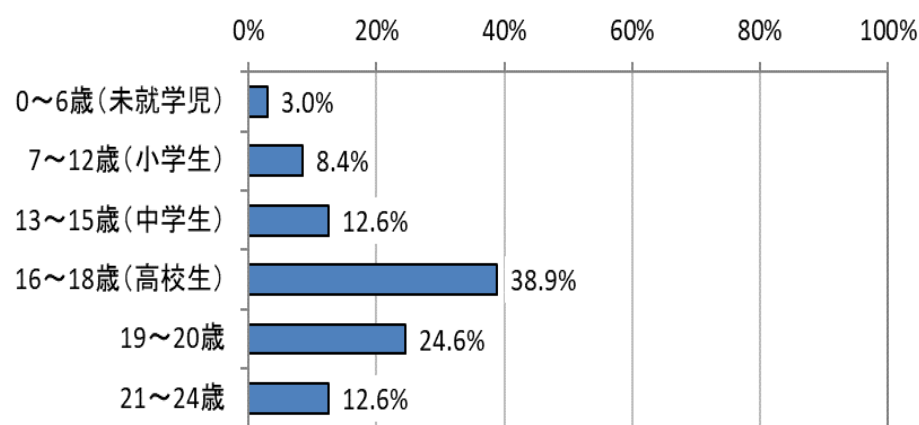
こども・若者の性暴力被害の状況 ②

身体接触や性交を伴う性暴力被害の経験のある若年層(16～24歳)では、16～18歳(高校生)の時に最初に被害に遭ったという人が最も多くなっている。

＜身体接触を伴う性暴力被害に最初に遭った年齢＞ (n=576)



＜性交を伴う性暴力被害に最初に遭った年齢＞ (n=167)

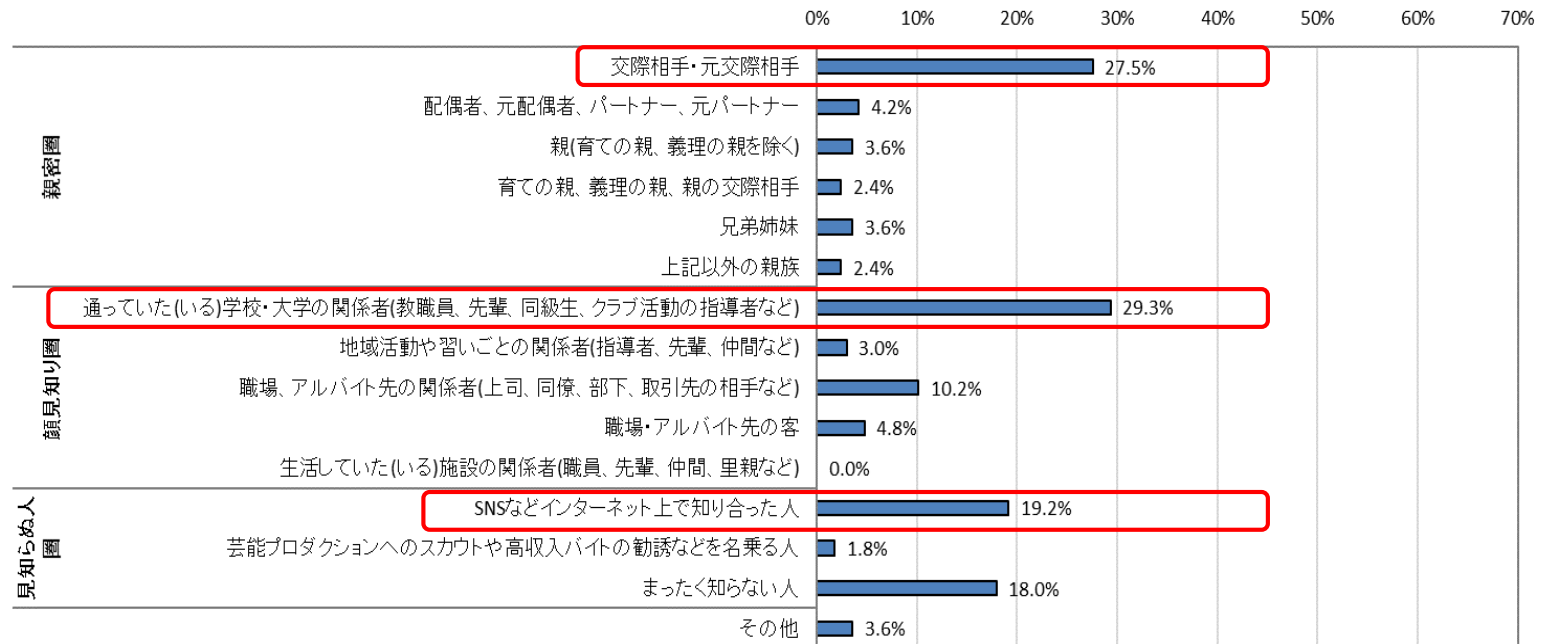


(注) 身体接触を伴う性暴力被害に遭った回答者の26.7%、性交を伴う性暴力被害に遭った回答者の17.4%は16～19歳であることに留意が必要である。

こども・若者の性暴力被害の状況 ③

性交を伴う性暴力被害の加害者は、学校・大学の関係者（教職員、先輩、同級生、クラブ活動の指導者など）
（元）交際相手、SNSなどインターネット上で知り合った人が多い。

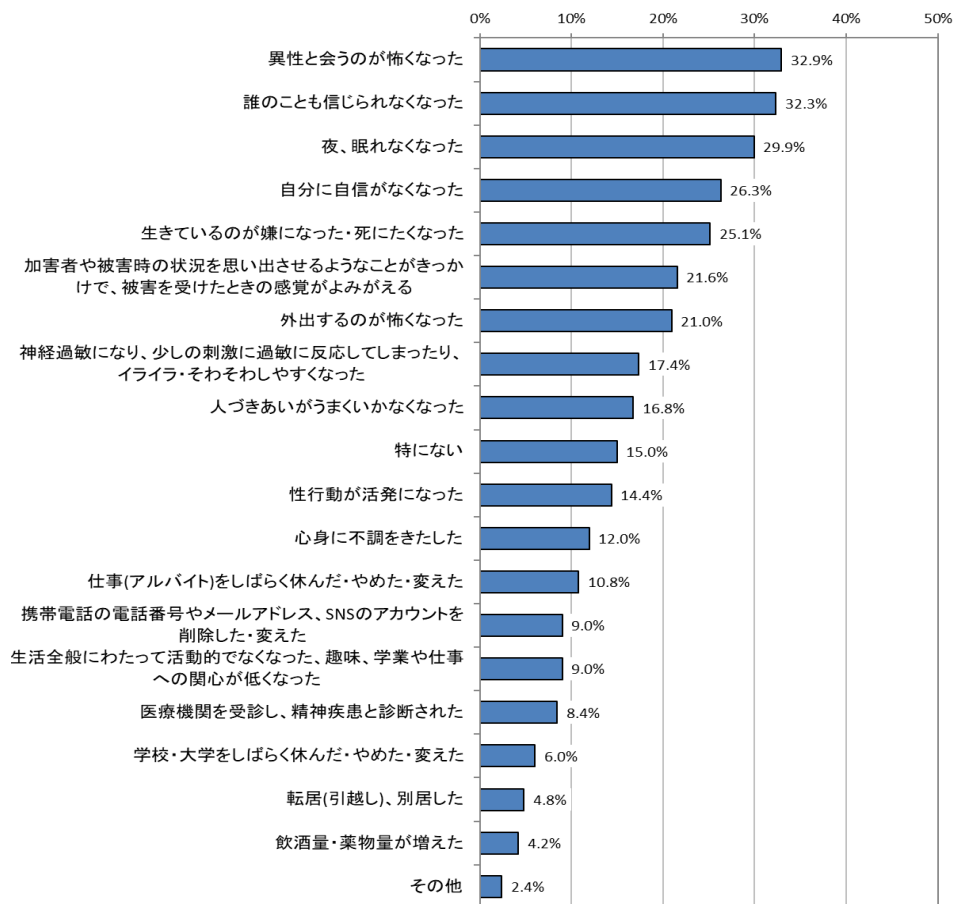
＜性交を伴う性暴力被害 加害者との関係（複数回答）＞ （n=167）



こども・若者の性暴力被害の状況 ④

被害者は、「異性と会うのが怖くなった」、「誰のことも信じられなくなった」、「夜、眠れなくなった」、「自分に自信がなくなった」など、様々な変化を経験している。

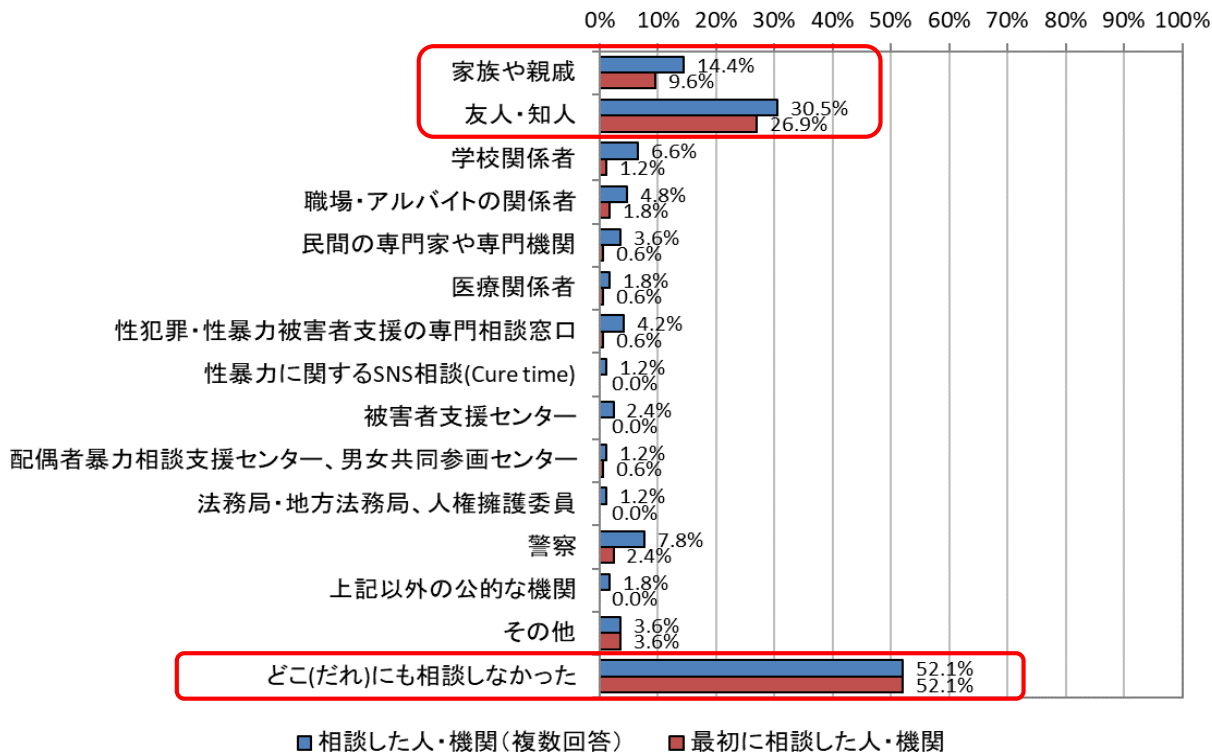
＜性交を伴う性暴力被害による生活の変化(複数回答)＞ (n=167)



こども・若者の性暴力被害の状況 ⑤

被害に遭っても、半数以上はどこ(だれ)にも相談していない。
相談した人の相談先は身近な人(①友人・知人、②家族や親せき)が多い。

【性交を伴う性暴力被害】性暴力被害の相談状況について
＜相談した人・機関(複数回答)、最初に相談した人・機関＞ (n=167)



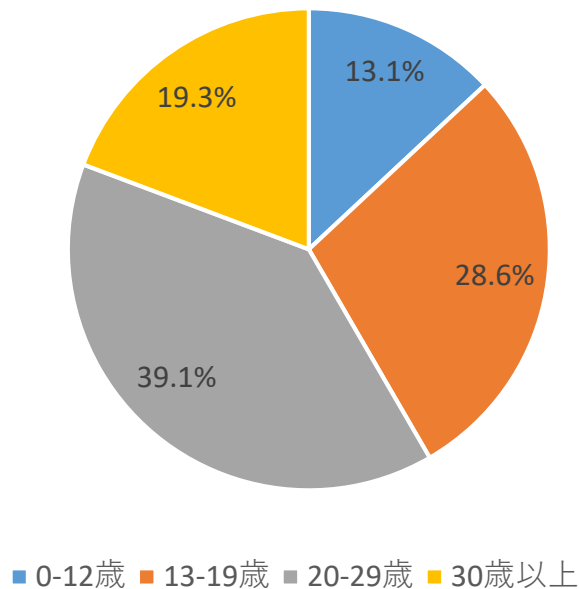
こども・若者の性暴力被害の状況 ⑥

強姦性交等罪の認知件数(1,655件)のうち、被害者が20代以下が8割以上、10代以下に限っても4割以上を占めている。

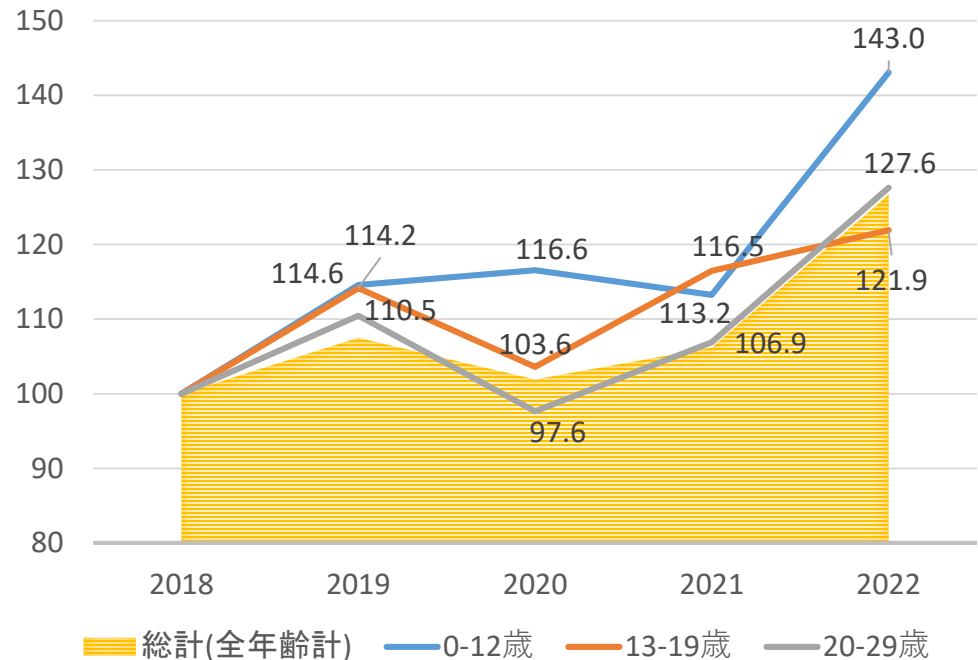
また、こども・若者が被害者となる強姦性交等罪の認知件数は増加傾向にあり、0-12歳では、2018年に比べ1.4倍以上となっている。

＜強姦性交等罪の認知件数＞

被害者の年齢層別割合(2022年)



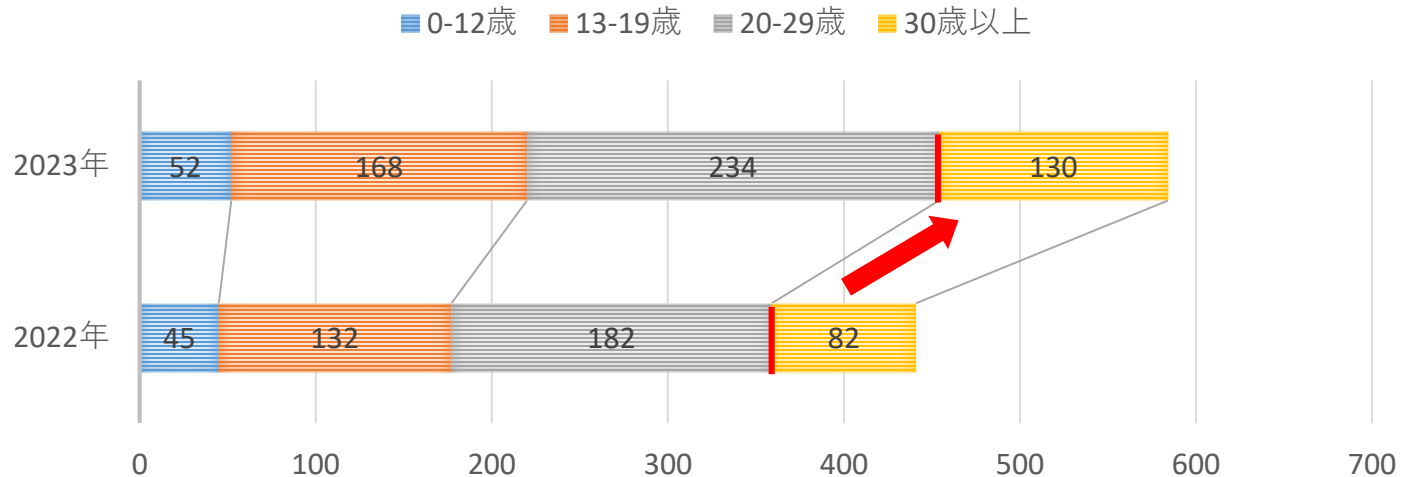
被害者の年齢層別の推移(2018年=100)



こども・若者の性暴力被害の状況 ⑦

強制性交等罪の認知件数(今年1～4月)(暫定値)は、前年同期に比べ3割以上増加。
(0-12歳、13-19歳、20-29歳のいずれの年齢層でも増加。)

＜強制性交等罪の認知件数・年齢層別＞ 1～4月(暫定値)

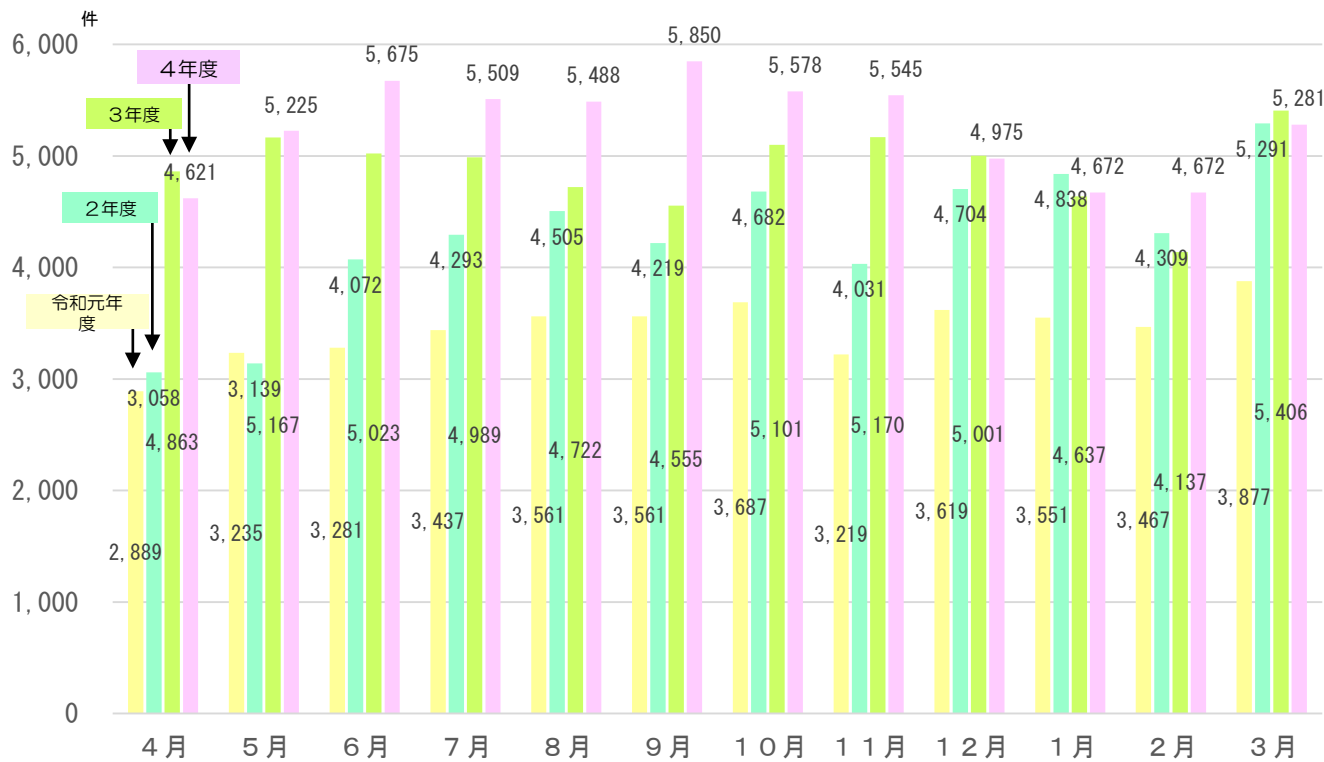


	2022 (件)	2023 (件)	前年同期比 (%)
0-12歳	45	52	115.6
13-19歳	132	168	127.3
20-29歳	182	234	128.6
30歳以上	82	130	158.5
全年齢計	441	584	132.4

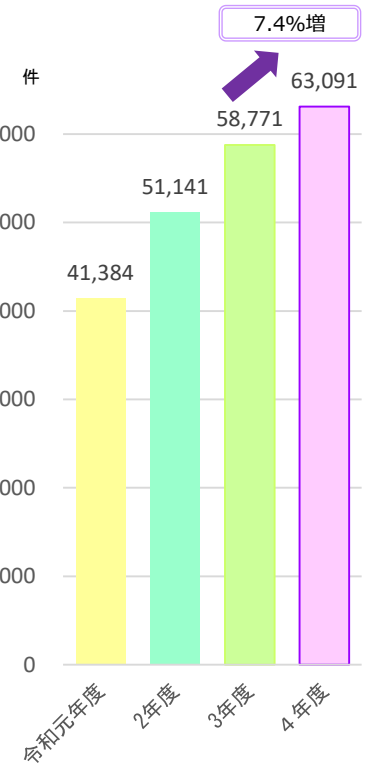
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの 相談件数の推移(令和元年度～4年度)

全国のワンストップ支援センターへの相談件数は、**年々増加**。
令和4年度は、**前年度比7.4%増**。(4月、12月、3月を除き、前年度を上回って推移)

各月の相談件数



各年度の相談件数



- 注：1. 相談件数は、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（性犯罪・性暴力被害者支援事業）の事業実績として、都道府県等から報告のあった電話・面接・メール・SNS等による相談の合計。
2. 令和2（2020）年の対象施設は49か所、令和3（2021）年度は49か所、令和4（2022）年度は50か所。

ワンストップ支援センターへの相談者の性別・年齢

女性が大半を占めるが、男性からの相談も電話では約1割となっている。

年齢は、電話相談、面談とも、20代以下が約7割。

面談では、4割以上を10代以下が占めており、中学生以下に限っても、約2割に上る。

性別

<電話相談>

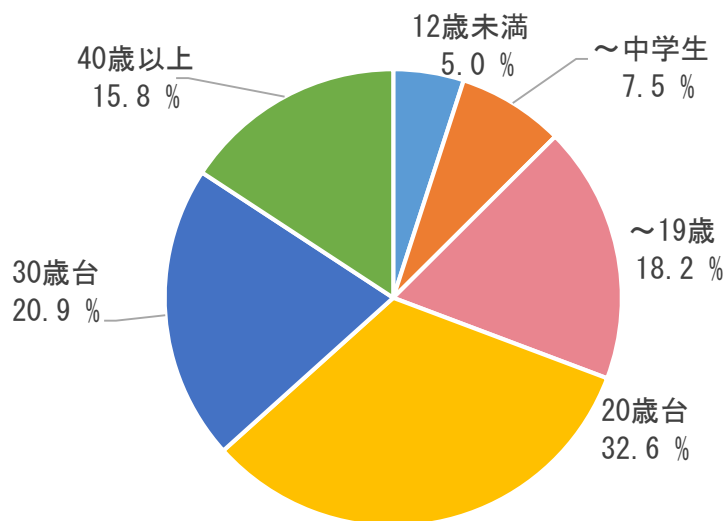
女性 87.7%、男性 10.4%

<面談>

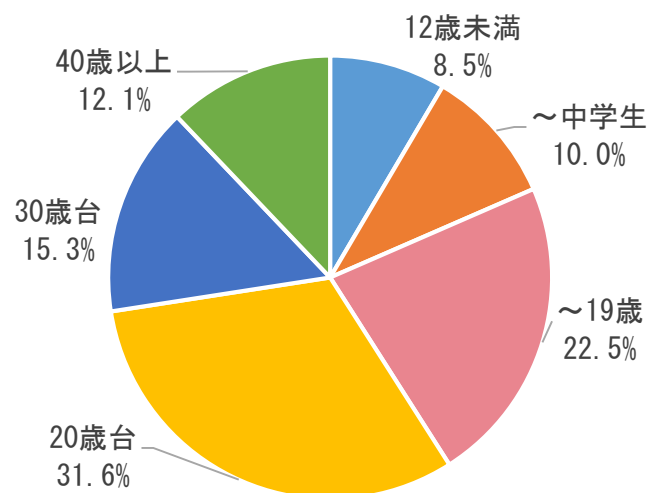
女性 97.8%、男性 2.2%

年齢

<電話相談> N=1,907



<面談> N=719



※年代が不明の者を除いた場合の割合（令和元年6月～8月）

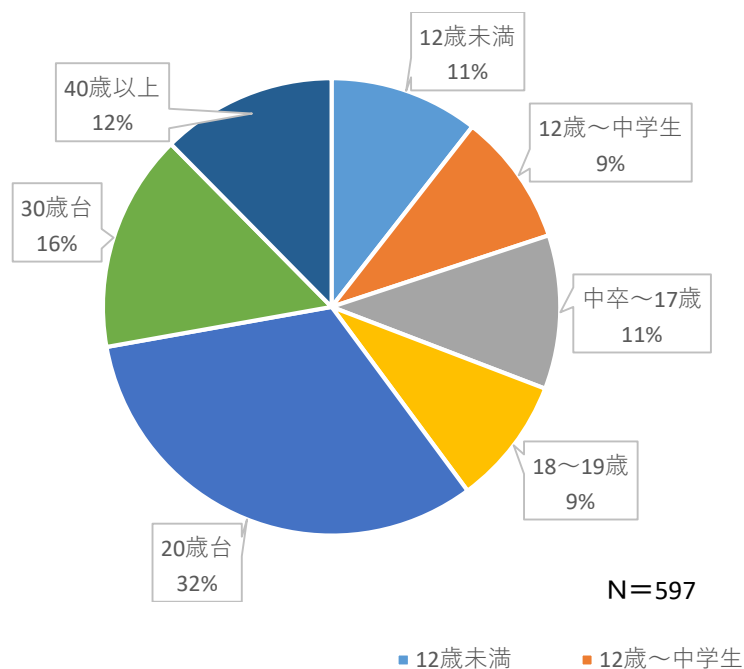
■ 12歳未満 ■ ~中学生 ■ ~19歳 ■ 20歳台 ■ 30歳台 ■ 40歳以上

ワンストップ支援センターへの相談者の年齢

令和4年の相談者の相談時及び被害時の年齢について調査したところ、
「被害時の年齢」(右図)では、約半数を10代以下が占めており、
中学生以下に限っても、3割に上ることが明らかになった。

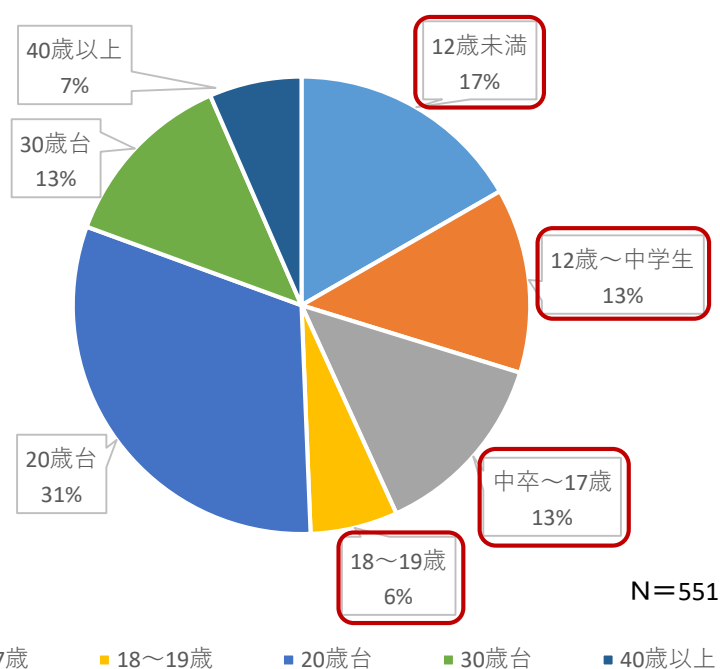
相談時の年齢

<面談>



被害時の年齢

<面談>



※年代が不明の者を除いた場合の割合（令和4年6月～8月）

性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針（概要）

令和5年3月30日
性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議

経緯

令和2年6月11日

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」

（性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）

- ➡ 令和2年度～4年度を「**集中強化期間**」として
性犯罪・性暴力対策の取組を強化。

これまでの取組と課題

- 性犯罪に厳正かつ適切に対処するための刑事法の検討
 - 再犯防止プログラムの拡充
 - 被害申告・相談をしやすい環境の整備（警察、ワンストップ支援センター）
 - 「生命（いのち）の安全教育」の推進、社会全体への啓発 等を着実に実施
- 一方で、**依然、性犯罪・性暴力は深刻な状況であり、対策の更なる強化が必要**

性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」（令和5年度～7年度※の3年間）

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されない。
「**相手の同意のない性的な行為は性暴力である**」等の認識を社会全体で共有し、取組を強化していく。

※ 第5次男女共同参画
基本計画の目標年度

【1 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用】

- 刑事法改正に係る対応（広報啓発、支援現場職員への研修等）
- 刑事手続の運用に関する検討
- 刑事手続における二次被害の防止・プライバシーの保護

【2 再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防】

- 再犯防止対策の更なる強化等
- 地方公共団体による再犯防止施策の支援
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止
（教員等・保育士に関する対応、日本版DBSの導入に向けた検討）

【3 被害申告・相談をしやすい環境の整備】

- 被害届の即時受理の徹底
- 証拠採取・保管体制の整備
- 捜査段階における二次被害の防止
- 警察における相談窓口の周知や支援の充実
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
- 学校等で相談を受ける体制の強化

【4 切れ目ない手厚い被害者支援の確立】

- ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実
（地域の関係機関（警察、医療機関等）との連携強化、対応能力の向上等）
- 医療的支援の更なる充実と専門人材の育成
- 中長期的な支援体制の充実（困難女性支援法に基づく中長期的支援等）
- 多様な被害者支援の充実（障害者、男性等を含む様々な被害者への対応）

【5 教育啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防】

- 発達段階に応じた教育・啓発活動（生命（いのち）の安全教育の推進）
- 社会全体への啓発（若年層の性暴力被害予防月間 等）

【6 新たな課題等への対応】

- AV出演被害の防止及び被害の救済
（AV出演被害防止・救済法の周知・広報、相談対応の支援、厳正な取締り等）
- インターネット上の性暴力等への対応
（違法行為への厳正な対応、児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止等）
- 痴漢撲滅に向けた政策パッケージの確実な実行
- 被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止

➡ 本方針に基づく具体的施策は毎年の「**女性活躍・男女共同参画の重点方針**」に記載。毎年度フォローアップを実施し、確実に実行。

Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

(2) 性犯罪・性暴力対策の強化

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されないものである。**「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」**(令和5年3月30日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定)において、令和5年度から7年度までの3年間を「更なる集中強化期間」としたところであり、以下において具体化する取組等を含め、同方針に基づく施策を着実に実行し、**「相手の同意のない性的な行為は性暴力」であること等の認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力の根絶のための取組や被害者支援を強化していく**。特に、こどもへの性犯罪・性暴力は断じて許されるものではなく、**「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本方針)2022」**(令和4年5月20日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、**こどもへの性被害の防止に係る取組を総合的に推進する**。

Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

(2) 性犯罪・性暴力対策の強化

⑪ 社会全体への啓発

「若年層の性暴力被害予防月間」(毎年4月)や「女性に対する暴力をなくす運動」(毎年11月12日から25日)等を通じて、地方公共団体、学校、関係機関等との連携の下で徹底した広報活動を展開し、啓発を強化する。また、社会の幅広い組織・団体等の協力を得て、性犯罪・性暴力が個人の尊厳を著しく踏みにじる許されない行為であること等について各界各層を対象に啓発を強化するとともに、特に身近な者からの被害が潜在化・深刻化しやすいこどもをはじめ、年齢・性別を問わず、多様な被害者がためらうことなく被害を訴え、相談し、適切な支援を受けることができるよう、相談先等の周知を徹底する。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省】